



大阪市北区天満橋  
1丁目8番75号  
全国中国地方本部  
近畿中国地方本部  
Tel.06-6881-2181  
発行責任者 二男  
田上 富者  
編集責任者 一郎  
山下 一郎

# 春闘賃上げ率5・2%

連合が18日発表した2024年春闘の4次集計は、基本給を底上げするベースアップ(ベア)と定期昇給(定昇)を合わせた賃上げ率が平均で5・20%と高い水準を維持した。

連合が4月18日発表した2024

年春闘の中間回答集計(第4回)で、基本給を底上げするベースアップと定期昇給を合わせた賃上げ率(加重平均)は5・20%(月額1万5787円)となり、過去の最終集計に比べ33年ぶりの高水準を維持しました。焦点となる300人未満の中小組合は4・75%(1万2170円)と、第3回集計の4・69%を上回っています。こうした中、連合は4月18日2024春季生活闘争「みんなで賃上げ4・18地場中小支援緊急集会」を連合会館にて開催しました。

冒頭、芳野連合会長は「3月半ばのヤマ場から一か月がたち、ぞくぞくと妥結の報告が寄せられている。今月初めに公表した第3回集計結果では、今次闘争方針に掲げた「5%以上」の賃上げが実現しており、単組産別それぞれの組合の粘り強い交渉の結果だと受け止めている」と述べました。

さらに「今次闘争の最重要課題は、中小企業での賃上げが実現するか否かであると訴え続けてきた。連合は、中小企業の賃上げを後押しするため、3月までに全都道府県で地方版政

労使会議が開催され、各地方連合会も参加し、地域全体で賃上げの必要性とそのための「労務費を含む価格転嫁」の重要性を各界代表の皆様と認識合

## げんぱち

最後、「この流れに乗り、「価格転嫁、価格交渉、環境整備」によって、中小企業の賃上げにつながることを強く期待したい。全国の中小労働組合の皆さん、そして今次闘争をここまでけん引してきた大手労組の皆さんも、「みんなで賃上げ」を実現していきましよう!ともに頑張ろう!」と締めくくりました。

続いて、地方ブロック代表 情勢報告・決意表明が行われ、連合大阪の福田会長は、「構成組織の粘り強い交渉により、4・5%の賃上げが進んでいる。宮崎副大臣が政労使会議に出席し、賃上げの必要性、取引の適正化の必要性について意見交換を行った。多重下請け構造の問題や、価格転嫁が進んでいない現状がある。中小解決促進集会で中小労組はもとより、ステークホルダーをはじめ様々な団体と連携を行っていききたい。来年、関西万博が予定され、国内の注目をあびている。近畿圏で働いて良かったと思えるようになっていきたい」と決意を述べました。

◆2024年度最初の月曜日を迎えた1日、全国の企業や官公庁で入社式や入庁式が行われ、就職活動を乗り越えた若者が社会人の仲間入りを果たした。共同通信の取材では、新社会人は推定約93万人と公表している◆しかし一方で、厚生労働省が10月に発表している「2020年3月に卒業した新規学卒就職者の離職状況」によると、就職後3年以内の離職率は、高校卒が37%、大学卒が32%だった。離職率が最も高い産業は高校卒、大学卒ともに「宿泊業、飲食サービス業」で、高校卒は63%と6割台、大学卒は51%と5割台に及ぶ◆事業所規模別で見ると、規模が小さくなるほど離職率が高く、「5人未満」の事業所に就職した人の3年以内離職率は6割に達している◆明治生まれの連合艦隊指令長官であった山本五十六が「やってみせ、言ってみせ、聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ」との言葉を残しているが、どの職場も人手不足でこういった基本的な新人教育に人員を割けないことも新規採用者の離職率の高止まりの一因となっているのではないだろうか。(吉)

## 民間給与実態調査の方針を固める（人事院）

人事院は、本年の民間給与実態調査に関する方針が固まったとして、公務員連絡会に対して、その骨格を示してきました。

人事院の早乙女職員団体審議官付き参事官は以下のとおり説明しています。

### 一・調査期間

4月22日から開始し、6月14日までの54日間、前年と同様に、早期に調査を開始した上で、調査期間も昨年と同程度に設定している。

### 二・調査対象事業所

昨年と同様に、国・地方の公務、外国政府、国際機関等を除く民間の全ての産業の中で、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所数約5万4千カ所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した約1万2千カ所が調査対象である。

### 三・調査の方法

調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法、具体的には、郵送や電子メール、オンラインによる調査等も活用する。

調査員は約1万人である。

### 四・調査のカバレッジ（網羅率）

「平成28年経済センサス活動調査」における、従業員数（正社員）の占める割合は、6割（65.6%）を超えている。

### 五・調査の内容

事業所単位で行う調査事項について、具体的には、①賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額、②本年の給与改定等の状況（ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等）、③諸手当の支給状況（通勤手当の支給状況、家族手当の支給状況、寒冷地手当の状況）、④高齢者雇用施策の状況（一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等）、について調査する。

調査内容は、例年と同様であるが、昨年の調査と異なっている主な点は、北海道地域に所在する事業所を対象に「寒冷地手当の支給状況」を調査することとしたこと。寒冷地手当については、支給地域決定の指標となる最新の気象データ「メッシュ年平均値2020」が令和4年4月に公表されたことも受け、支給地域の分析を進めているところであり、これと併せて手当額を検討するため、民間における寒冷地手当の支給状況を調査するものである。

従業員別に行う調査については、例年と変わりなく、4月分の初任給月額を調査するとともに、月例給の民間との比較の基礎として、4月分の給与総額と時間外手当額、通勤手当額を調査すると説明しています。

こうした説明を受け、公務員連絡会は、次の5点を確認しています。

①ここ数年、在宅勤務関連手当が調査項目に上がっていたが、今回は項目に入っていない。この4月から新たな手当が措置され、一定の区切りがあったため、今回は対象外にしたとの理解が良いか。

（回答）その通りである。

②寒冷地手当について、調査が行われる点は理解する。寒冷地手当について、民間準拠を基本とした手当として位置付けてきているが、そもそもは、寒冷地における生計費の増嵩や暖房用燃料費の補填も考慮されていたものと承知している。エネルギー関連費目の高騰などにより生活に圧迫感を覚えている職員は少なくない。その点を理解した上で、民調から勧告に至る作業を進めるようお願いしたい。

（回答）団体からの意見は担当とも共有する。

③同じく寒冷地手当について、前回

の調査同様、北海道に限定した調査となっているが特段の理由はあるか。

（回答）本州の一部を支給対象としているのは、北海道との権衡を考慮したものである。

④通勤手当については、給与制度のアップデートの項目でもあり、昨年引き続き調査が行われることは了解する。その上で、昨年の段階で既に、新幹線通勤など、民間の通勤手当と大きな差が生じているものと承知している。官民比較の対象外給与であることは理解しているが、新幹線にとどまらない、通勤手当の抜本的な改善を改めて求めておきたい。

（回答）抜本的な改善との御意見があったことは担当とも共有する。

⑤同じく通勤手当について、今回も、交通用具使用者に関する調査が盛り込まれていない。現在の支給額は2014年の調査であり、すでに10年が経過している。状況も変化しており、地方の職員などからの意見も寄せられている。来年には調査を行い、必要な改善を行うべきものと指摘しておきたい。

（回答）強い要望として話を伺い担当にも共有しているとして、この日の交渉を終えました。

# 桜の宮

大阪市北区天満橋  
1丁目8番75号  
全国林野関連労働組合  
近畿中国地方本部  
Tel.06-6881-2181  
発行責任者 富二男  
編集責任者 山下一郎

## すべての職員の賃金引上げを

3月11日、国公関連労働組合連合会近畿地区協議会と林野労組近畿中国地方本部は、2024年人事院勧告に向けて、すべての職員の賃金を積極的に引き上げるよう求める要求書を提出しました。

国公関連労働組合連合会近畿地区協議会と林野労組近畿中国地方本部は3月11日、人事院近畿事務局長に20



人事院近畿事務局へ要求書を提出

24年人事院勧告に向けて要求書を提出しました。

冒頭、協議会議長の脇坂大阪国税委員長が近藤人事院近畿事務局長に要求書を手渡し、各労働組合代表から職場の実態を訴えながら要求書の内容を説明しました。

具体的には、①すべての職員の賃金を引き上げること。②給与制度のアップデートでは、職員各層からの理解が得られ、その意欲を引き出すものとする。③非常勤職員の給与を1時間あたり1200円とすること。④公務における年間労働時間1800時間体制を確立すること。⑤障害者雇用の

法定雇用率が引上げられることから、働き続けられる職場環境となるよう人事院の役割を果たすこと。⑥女性の採用・登用と職域拡大に一層積極的に取り組むこと。⑦定年の段階的引き上げによる級別定数の柔軟な措置を図ること。⑧公務員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置づけ、抜本的な改善・充実に向けて提言を行うこと。などを求めました。

近藤近畿事務局長からは、「賃上げについて、本年も情勢適応の原則に基づき、民間給与の実態を精緻に調査した上で精確な比較を行い、必要な勧告を行う」という基本的スタンスは変わらない。また、給与制度のアップデートでは、①人材確保、②職場環境の改善、③生活上向のために必要な制度整備に取り組みることなど、職員団体の意見も伺いながら検討が進められると聞いている。」と回答があり、従前同様に止まったことから、意見交換会では、「物価高騰に伴い、地方で勤務する中堅層以上は厳しい状況にある。また、給与制度のアップデートでも同様である。国家公務員の定数削減の問題も含めて、人事院の役割を果たしてほしい。」と地方で働く公務員の職場実態・生活の状況を訴え、交渉を終えました。

### げんぱち

◆全国でクマによる人身被害が深刻化している。1月末現在で218人が襲われ、うち6人の方が亡くなっている。出没数も前年度の2倍を超えるとのことである◆環境省ではこうした事態を受けて、捕獲や個体数調査の費用を国が一部負担する「指定管理鳥獣」に北海道のヒグマと本州のツキノワグマを追加することを決めた◆指定管理鳥獣に追加されれば、国の交付金を受けることができる。ただし、クマの推定個体数を把握した上で、年間の捕獲頭数などを盛り込んだ管理計画を策定する必要がある◆ただ問題はそれだけではない。環境省によると狩猟免許の所持者は19年度で約21万人と50万人だった75年度の約6割まで減少しており、担い手不足が課題となっている◆また、駆除に対する非難が狩猟者の確保にも影響しているとのことである。北海道、秋田県で駆除された際には抗議電話や避難が相次いだそうだ◆クマによる人身被害の防止しなければならぬ。一方で繁殖力の弱いクマの個体数調査をしないまま捕獲すれば絶滅の恐れが出る◆「捕獲」と「保護」のバランスを取るための調査が急がれる。(吉)

# スギ人工林2割

林野庁は2月19日、花粉症対策を推進するスギ人工林の「重点区域」として、香川、沖縄両県を除く45都道府県の97万8563haが設定されたと公表しました。スギ人工林面積の2割で占めており、今後、自治体や関係団体を財政支援するなどして、伐採や花粉の少ない苗木の植え替えを進めるとしています。

重点区域の設定は、政府が昨年10月にまとめた花粉症対策に関する「初期集中対応パッケージ」の一つで、人口20万人以上の都市部から50キロ圏内に位置するエリアなどを対象としています。都道府県から報告を受けた民有林89万7050haと、その近隣にある国有林8万1513haが区域に決まりました。

# 林業など4分野追加へ

政府は2月22日、外国人労働者が通算5年まで働ける在留資格「特定技能1号」の対象に、自動車運送や鉄道など4つの分野を追加する方針を自

民党の特別委員会に示しました。

専門の技能があると認められた外国人に与えられる「特定技能1号」は、最長で5年間滞在できる在留資格で、介護や建設、農業など12の分野が対象となっていますが、自動車運送、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加されれば16に増えることとなります。

特定技能は、人材不足が深刻な産業で労働力を確保するために創設された在留資格。一定の技能を持つ外国人が取得でき、5年間働ける「1号」と就労期間に上限のない「2号」があり、技能実習制度で技能を身に付け、特定技能に移行するケースが多い実態となっています。

政府は特定技能を有する在留外国人について、分野ごとに受入れ人数の上限を設定し、既存分野においても、新たな受入れ上限を設定する方針も示しており、24年度からの5年間の上限を新たに設定するとしています。法務省出入国在留管理庁によると、昨年未現在、1号を有する外国人は20万<sup>8425</sup>人となっており、うち農業分野では約2万4千人と全体の約12%を占めています。新たな分野が追加されれば制度が導入されて初めてとなります。

# 副業で自治体勤務

総務省は民間企業の社員に地方自治体での副業を後押しするとしています。月4日ほど自治体で働き、地域・行政の課題解決に必要なノウハウを提供してもらうため、24年度から国が給与や交通費を補助する制度を始め、副業を通じた官民交流を促すとしています。

企業が自治体に人材を派遣する「地域活性化起業人」制度に副業型を新設し、自治体のホームページなど主にリモート対応が可能な分野で、対策としては都市部のデジタル人材を想定しています。

副業型は企業に所属する個人が協定を結び、月4日・20時間以上を自治体業務に充ててもらおう。受入れ自治体での滞在日数も最低1日とし、居住の必要をなくすとしている。

派遣人材の給与としては、自治体企業が払う経費について、国から一人につき最大で年100万円を補助するとしています。パーソナル総合研究所の23年の調査では、社員の副業を容認する企業の比率は60%に達しています。

# マイカー共済

自動車総合補償共済

## あなたにピッタリの補償が見つかる!

見様もり実施中

### 補償内容 おすすめ安心タイプ

<p>基本補償</p> <p>ご自身や同居の補償</p> <p><b>人身傷害補償</b></p> <p>最高5,000万円</p> <p>大きな事故の場合でも、相手方への賠償が無制限なら安心!</p> <p>対人賠償 対物賠償 無制限</p>	<p>車両損害補償</p> <p>愛車のさまざまな損害を補償</p> <p>一般補償</p> <p>代車費用等を補償</p> <p>付随諸費用補償</p>	<p>特約</p> <p>無過失事故のトラブルを弁護士に相談できます。</p> <p>弁護士費用等補償特約</p>
--	---	---

割引制度や特約を組み合わせましょう  
安心が広がる特約と共済掛金をおトクにする割引もご用意しています。

## 最大22等級 64%割引

安全運転で無事故を続けた期間が長いほどおトクになります。

### 特約や割引制度を組み合わせると掛金をおトクに!

運転者年齢条件	子供特約	運転者本人・配偶者限定特約	新車割引
衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引	ハイブリッド車割引	複数契約割引	
セカンドカー割引	福祉車両割引	人身傷害の被共済自動車搭載車のみ補償特約	

### 安心の特約

弁護士費用等補償特約	自動車賠償責任補償特約
交通事故危険補償特約	マイバイク特約

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

自賠償共済とあわせてのご加入をおすすめします。

# 桜の宮

大阪市北区天満橋  
1丁目8番75号  
全国林野関係労働組合  
近畿中国地方本部  
Tel.06-6881-2181  
発行責任者 二男  
編集責任者 一郎  
山下

## 2024春季生活闘争方針

1月19日、全国代表者会議を開催され、2024春季生活闘争方針(案)を提案された。本部・地本オルグ(2月上旬〜下旬)を通じて組合員に提案・周知を行い、2月29日の全国書記長会議で決定される。こうした中、今年の春闘の情勢を松岡書記長に聞いてみた。

### 一・2024春季生活闘争

(質問)今春闘の課題を教えてください。  
(回答)私たちの課題のひとつは、賃上げを実現させること。もうひとつは、来年度の業務運営の実行体制を充実させること。そして、そのために、労



松岡地本書記長

働組合の組織態勢を確立することだ  
と思います。

(質問)賃上げは実現できますか。  
(回答)賃上げの可能性は高いと思います。今春闘では連合は「5%以上基準」とする賃上げの方針を掲げています。そうした中、民間企業の労働組合は、その基準以上の賃金引上げを要求しています。それは、物価が高騰する中で、実質賃金が2年連続で減少し、国民からの不満が高まっていることが大きな要因と言えます。政府も経営者側も賃上げを容認しなければ、国民からの不満は抑えられないという事

情もあります。いずれにしても、労働組合が賃上げを要求しない限り、実現はできません。この春の段階での民間企業での交渉を支援し、公務員労働者としても闘いに参加することが重要と思っています。

### 二・令和6年度林野庁予算

(質問)来年度予算の課題を教えてください。  
(回答)簡単に言えば、債務返済計画に基づいた予算だということです。収穫量があっても、搬出に必要な林地整備の予算を削っている。現場任せの無茶苦茶な予算と言わざるを得ない。こうした問題を追及しなければならいと思っています。

### 三・令和6年度業務計画

(質問)来年度の業務計画に向けて課題を教えてください。  
(回答)来年度の級別定数が決まりました。近畿中国局では4名減の448名となります。そうした中で、要員は減少しても仕事は変わらない、いや増えている実態にあります。また、国有林を管理するための経費や林道などの施設整備、そして、非常勤職員などの予算が大幅に減少しています。

### げんぱち

◆1日、平和なはずのお正月を襲った能登半島地震は道路の寸断や建物の倒壊、ライフラインの混乱、交通網の麻痺など、深刻な被害をもたらしている。地震の規模を示すマグニチュードは7・6、阪神・淡路大震災を起こした地震や熊本地震のマグニチュードは7・3だったので、それよりも大きな規模だった◆石川県によると、2百人以上の方がお亡くなりになり、負傷者も1千人を超え、学校などの避難所には2万人以上の方が身を寄せているとのことである。改めて亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申しあげたい。そして、被災地の一日も早い復興と被災された方々のご健康を心から祈るばかりです◆発生直後から専門性を持った民間のボランティアや災害支援団体が奮闘を続けている。これまでの経験を生かして復興のサポートしている◆本来は行政で迅速に対応するべきところであるが、圧倒的に県・市町村の職員数が少ない。いろんな仕事を掛け持ちでしている。今回の甚大な災害を受け、公共サービスのあり方も問われべきである。(吉)

(質問) そうした課題を解消するために必要なことは何ですか。

(回答) それは、職員任せにせず、局の重点取組事項を踏まえ、限られた要員と予算の中で、具体的にどう業務を進めるのかということをも具体的に示させることだと思います。ただ、難しいのは、その具体的な考え方を、現場を預かる署長等から職員に説明させることだと思います。職員は黙ってでも仕事をこなします。それに甘えさせないよう交渉を進めていきたいと思えます。

(質問) 要員は増やせないのか。

(回答) 令和6年度は国家公務員の定員削減計画(5年間で1割減)の最終年度です。令和7年度以降の国家公務員の定員をどうするのか、6月までには政府の考え方が示される可能性が高いと思います。そこで公務員を増やすとなれば、事務管理官や森林整備官など既存ポストの増が見込まれますが、一方で、国の債務問題で公務員を減らせとの動きが今もあります。

こうした中、公務労協等では公務員労働者として、「自然災害や能登半島地震で対応が十分にできないのは、地方公務員の数が圧倒的に少ないということ。そして、国家公務員の数もフ

ランスや米国に比べても明らかに少なく国民の安心・安全を守るためにはこれ以上の公務員の削減は限界を超えている。」ということを世論に訴えています。こうした取組も重要であることを認識してほしいと思います。

四・組織態勢の確立

(質問) 組織の課題を教えてください。

(回答) 現場ではいろんな課題を抱えており、組合員の不満は多いと思います。しかし、そうした課題を解消するための交渉まで結びついていないのが現状です。分会役員も仕事を抱えており、そこまで対応できないというのが本音だと思えますが、そこをどう乗り越えるのが課題だと思っています。

(質問) 労働組合のメリット論が言われますがどう思えますか。

(回答) 組合員の皆さんからしばしばメリット論の話がありますが、労働組合運動というのは個人のメリットだけを追求するためのものではありません。伝えたいのは、労働組合の活動は憲法や国家公務員法で保障されているということ、そして、労働組合には、勤務条件を変える力があること、パワハラ的な管理者と闘える力があ

るということ、公務員労働者が集まれば、人事院規則を変える力があるということ。ただ、労働組合としての力を発揮するためには、組合員みんな同じ方向性・方針をもって進むことが重要です。そして同じ問題意識を持ち、交渉を継続していけば、要求内容が実現する可能性は高いと思います。

そのためにも、ただ組合への加入を呼びかけるだけでなく、職場集会、交渉、青年女性委員会の活動、機関紙活動など、いろいろな活動を同時並行で進めていかなければ、労働組合の力を発揮することは困難であると考えています。共に頑張りましょう。

(質問) 最後に、今春闘の意気込みをお願いします。

(回答) 春闘方針は、全国書記長会議で最終確認することになっていきます。中央・地本オルグを通じて出された意見は本部に意見反映し、闘いの中に組み込まれるよう求めたいと思っています。そして、春闘方針が決まれば、3月に分会代表者会議、そして、組織対策会議を3月ですが開催し、分会役員の皆さんと意思統一を図ることにしていきます。組合員の皆さんのご支援とご協力をお願いします。

私のトップニュース  
三重分会 中本 茂典  
2023 年10 月期のドラマ、TBS系日曜劇場『下剋上球児』が放映されました。このドラマは2018 年夏の甲子園に初出場した三重県津市にある三重県立白山高校が原案(モデル)となった作品です。  
県大会10 年初戦敗退だった無名の弱小校が見せた快進撃、球界のみなら

私のトップニュース  
三重分会 中本 茂典  
『下剋上球児』

ず多くの人の心を掴んだ奇跡の物語です。12 月17 日で最終回となりましたが、三重県各地がロケ地となっているので、ぜひ遊びに来てください。

